

令和3年度会津若松市住宅用太陽光発電システム等設置補助金

交付申請にあたってのQ & A

(令和3年7月1日現在)

【交付申請に関すること】

Q1 いつ申請すればよいのか？

A 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充給電設備を同時設置した後、電力会社と電力受給契約を締結し、受給を開始した後に申請していただくこととなります。

Q2 申請は先着順か？

A 申請は、すべての書類に不備がない方から先着順で受け付けており、予算額に達し次第、受付を終了します。

書類に不備がある場合、受付はいたしませんので、申請にあたっては、書類に不備ないか事前に確認いただきますようお願いいたします。

Q3 施工業者に申請手続の代行を依頼することは可能か？

A 可能です。

ただし、交付申請書に加え、「補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）」の提出が必要となります。

Q4 申請の受付状況は、何を見ると分かるのか？

A 市のウェブサイト（下記）にて、申請の受付状況を随時お知らせいたします。

[令和3年度住宅用太陽光発電システム等設置補助金のページ](#)

Q5 補助金が予算額に達した場合、どのような対応になるのか？

A 予算額に到達した時点で受付を終了します。

なお、最後に受付された方は、補助金が満額交付されない場合があります。

Q6 補助金交付申請書等に押印は必要か？

A 債権者登録申請書には押印が必要です。

補助金交付申請書（第1号様式）、補助金交付請求書（第3号様式）、補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）については、令和3年7月1日より、申請者本人の身分証（顔写真付きのもの）や代理権の確認できる書類の提示いただいた場合、押印が不要となりました。

なお、押印する際はすべて同一の印鑑を押印してください。

Q7 オンライン申請はできないのか？

A 補助金交付申請書類については、受付順を正確に把握するため、環境生活課への持参をお願いしております。

【補助要件に関すること】

Q 8 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム等の「同時設置」とは？

A 「同時設置」とは、住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充電設備の設置に係る領収書の領収日が、住宅用太陽光発電システムに係る電力受給契約の電力受給開始日の前後 90 日以内であることを指します。

Q 9 昨年度中に設置した場合でも補助対象となるのか？

A 設置工事の完了日は、昨年度中でもかまいません。

ただし、電力会社との電力受給契約に基づく電力受給開始日は、令和 2 年 4 月 1 日以降であり、かつ、住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム等が同時設置されている必要があります。

なお、「同時設置」については、Q 6 をご参照ください。

Q 10 数年前、自宅の屋根に住宅用太陽光発電システムを設置した。今年度、自宅に住宅用蓄電池システムを設置するが補助対象となるか？

A 令和 2 年度より、住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充電設備と同時設置された住宅用太陽光発電システムのみが補助対象となりました。

このため、住宅用蓄電池システムのみを設置する場合は、補助対象となりません。

なお、「同時設置」については、Q 6 をご参照ください。

Q 11 数年前、自宅の屋根に住宅用太陽光発電システムを設置した。今年度、自宅に住宅用太陽光発電システムを増設するとともに、住宅用蓄電池システムを設置するが補助対象となるか？

A 令和 2 年度より、住宅用蓄電池システムまたは電気自動車用充電設備と同時設置された住宅用太陽光発電システムのみが補助対象となりました。

このため、住宅用太陽光発電システムを増設し、かつ、住宅用蓄電池システムを同時に設置する場合は、補助対象となります。

なお、過去に本補助金の交付を受けている場合は、上限額（80,000 円）から過去の交付金額を差し引いた額の範囲内で補助金を交付します（この場合、増設分を含め、住宅用太陽光発電システムの公称最大出力の合計値が 10kW を超えないことが条件となります）。

【例 1】平成 29 年度に 3.00kW 分の補助金（30,000 円 = 3.00kW × 10,000 円）を受け、今年度、住宅用蓄電池システム等との同時設置により、住宅用太陽光発電システムを 5.00kW 分増設した場合

⇒ ①令和 2 年度の上限額の算出

上限 80,000 円 - 30,000 円（平成 29 年度交付分） = 50,000 円

②令和 2 年度の補助金額の算出

5.00kW × 2 万円 / kW = 100,000 円 > 上限額 50,000 円

このため、令和 2 年度の補助金額は 50,000 円となります。

【例2】平成29年度に6.00kW分の補助金（上限額40,000円 $<6.00\text{kW}\times 10,000$ 円）を受け、今年度、住宅用蓄電池システム等との同時設置により、住宅用太陽光発電システムを5.00kW分増設した場合

⇒ ①令和2年度の上限額の算出

上限80,000円 $-40,000$ 円（平成29年度交付分） $=40,000$ 円

②令和2年度の補助金額の算出

$5.00\text{kW}\times 2$ 万円 $/\text{kW}=100,000$ 円 $>$ 上限額40,000円

ですが、 $6.00\text{kW}+5.00\text{kW}=11.00\text{kW}$ となり、住宅用太陽光発電システムの公称最大出力の合計値が10kWを超えることから、令和2年度に補助金の交付対象とはなりません。

Q 12 住宅用太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入した。入居後、住宅用蓄電池システムを設置した場合、補助対象となるのか？

A 住宅用太陽光発電システムの設置工事と住宅用蓄電池システムの設置工事は、別契約（別発注）でもかまいません。

ただし、住宅用蓄電池システムの設置に係る領収書の領収日が、住宅用太陽光発電システムに係る電力受給契約の電力受給開始日の前後90日以内であること（＝「同時設置」）が必要です。

なお、「同時設置」については、Q6をご参照ください。

Q 13 住宅用太陽光発電システムについて、固定価格買取制度を活用せず、電力会社と電力受給契約を締結した。この場合、補助対象となるのか？

A 電力会社との電力受給契約については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）に基づく契約であることが要件となっています。

このため、固定価格買取制度を活用しない場合は、補助対象とはなりません。

Q 14 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムを同時設置した住宅を夫婦で共有しているが、配偶者が単身赴任中である。補助金は申請できるか？

A 次の方法での申請が可能です。

①会津若松市に住民票があり、実際に居住している方が申請者となる。

②「申請者」と「建物の所有者」が異なるので、建物所有者の承諾書を提出する。

（例）夫が単身赴任中で、妻は会津若松市在住の場合

⇒ 申請者は妻となります。夫に建物所有者の承諾書をご記入いただきます。

ただし、この場合、電力会社との電力受給契約は妻名義であり、かつ、妻の市税に未納がないことが必要です。

【添付書類に関すること】

Q 15 電力会社からの「電力受給契約確認書」の受給地点と住民票記載の住所の表記が異なる場合、どのような書類を添付すればよいか。

- A 住居表示実施区域内の場合、「電力受給契約確認書」の受給地点と住民票記載の住所、工事請負契約書等の設置場所などが異なる場合があります。
- このように、交付申請書の添付書類に、所在地の標記が異なるものがある場合、その同一を確認できる書類（「住居番号付番通知書」など）の提出が必要となります。

Q 16 納税証明書を手に入れたところ、市税の未納があった。申請はできないのか？

- A 市税が完納されていることが要件となっていることから、未納（納期未到来分を除く）がある場合、申請書類を受け付けることはできません。
- 未納分を納税課窓口等にてお支払いいただいた後、改めて納税証明書をご入手いただき、申請してください。
- なお、納税した場所・方法によっては、納税証明書に反映されるまでに最大3週間程度かかる場合がありますので、ご注意ください。

Q 17 会津若松市に転入したばかりで、過去3年分の市税の納税証明書が提出できない。どのようにすればよいか？

- A 「納税証明書不添付理由書」の提出が必要となります。
- 市のウェブサイトから様式がダウンロードできますので、ご利用ください。

【その他】

Q 18 現地調査に立ち合いは必要か？

- A 住宅用蓄電池については屋内に設置されていることがほとんどであるため、原則、立ち合いをお願いしております。
- 現地調査では、市職員が住宅用太陽光発電システム等の設置状況等を確認（写真撮影）します。

Q 19 補助金受領後、交付対象となった住宅用太陽光発電システムは、どのような取扱となるのか？

- A 補助金交付要綱に基づき、補助金の交付対象となった住宅用太陽光発電システム（補助対象機器）については、法定耐用年数（17年）の期間、適切に維持・管理しなければなりません。
- なお、補助金の交付対象となった住宅用太陽光発電システムについて、やむを得ず撤去等を行う必要がある場合には、まず、環境生活課までご相談ください。